

沖縄市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

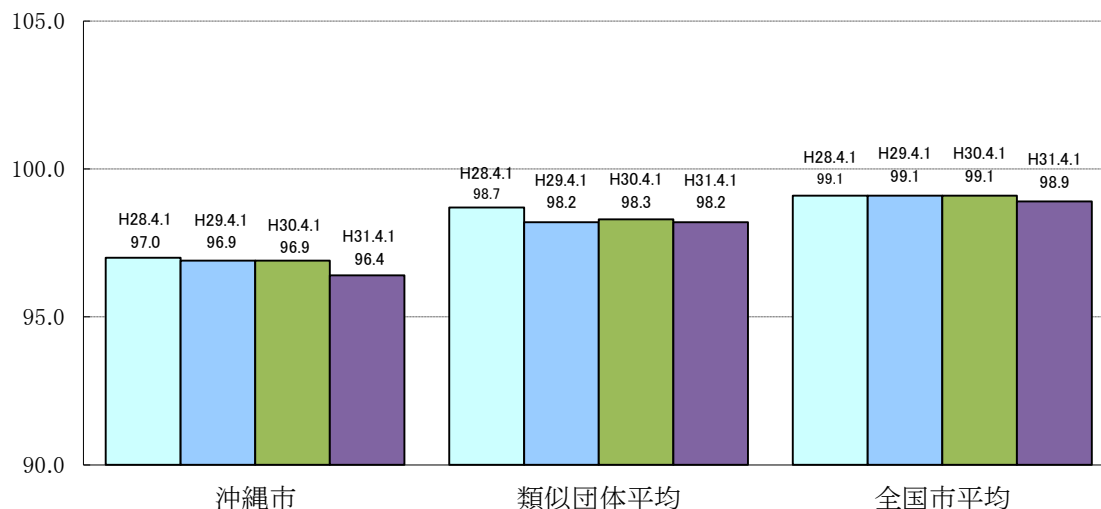
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	人 142,217	千円 67,903,494	千円 1,599,845	千円 7,818,593	% 11.5	% 10.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
平成30年度	人 889	千円 3,006,975	千円 600,910	千円 1,187,212	千円 4,795,097	千円 5,394	千円 6,019	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

-

(4) 給与改定の状況

※沖縄市は人事委員会を設置していないため、記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成30年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成30年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。
若年層については、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置き。高齢層については、最大約4%の引下げ。
激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当の支給対象でない。(国基準と同じ)

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄市	40.3 歳	297,470 円	353,739 円	328,131 円
沖縄県	41.1 歳	310,000 円	369,220 円	340,480 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	42.0 歳	315,820 円	391,389 円	350,949 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
沖縄市	46.4 歳	36 人	309,136 円	341,884 円	338,322 円	—	—	—	—
うち学校給食員	46.3 歳	33 人	306,712 円	339,896 円	336,582 円	調理士	44.4 歳	200,400 円	1.70
沖縄県	55.1 歳	221 人	345,400 円	388,167 円	369,365 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	52.2 歳	40 人	321,808 円	360,056 円	344,696 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
沖縄市	5,558,187 円	—	—
うち学校給食員	5,521,239 円	2,667,600 円	2.07

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成28～30年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄市	40.0 歳	309,026 円	344,950 円
沖縄県	43.3 歳	359,300 円	404,289 円
類似団体	40.7 歳	303,428 円	340,826 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		沖 縄 市	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	146,000 円	－ 円
	中 学 卒	138,000 円	138,000 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,350 円	349,629 円	372,915 円	401,800 円
	高 校 卒	－ 円	286,600 円	342,300 円	371,500 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	338,183 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

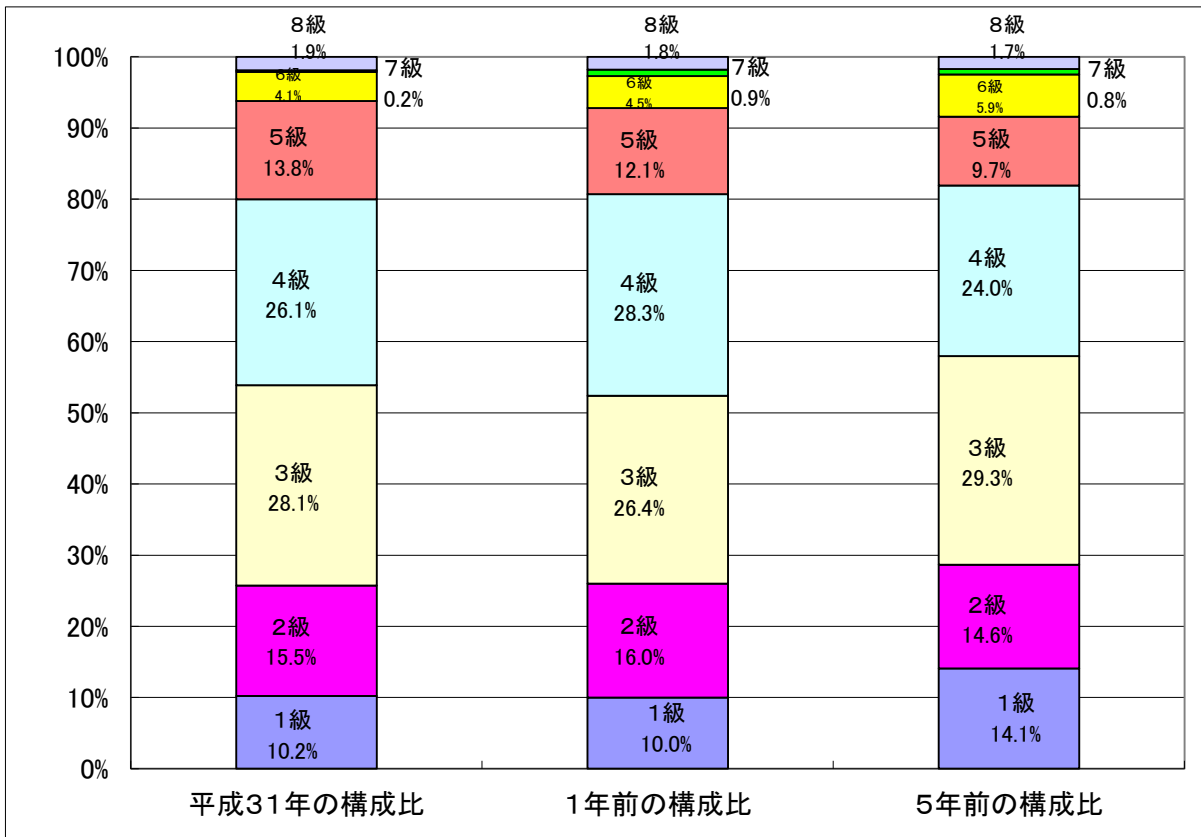
※ 対象となる職員がない場合は「ハイフン（－）」とし、3人以下の場合は経験年数に幅を持たせ平均を出した。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

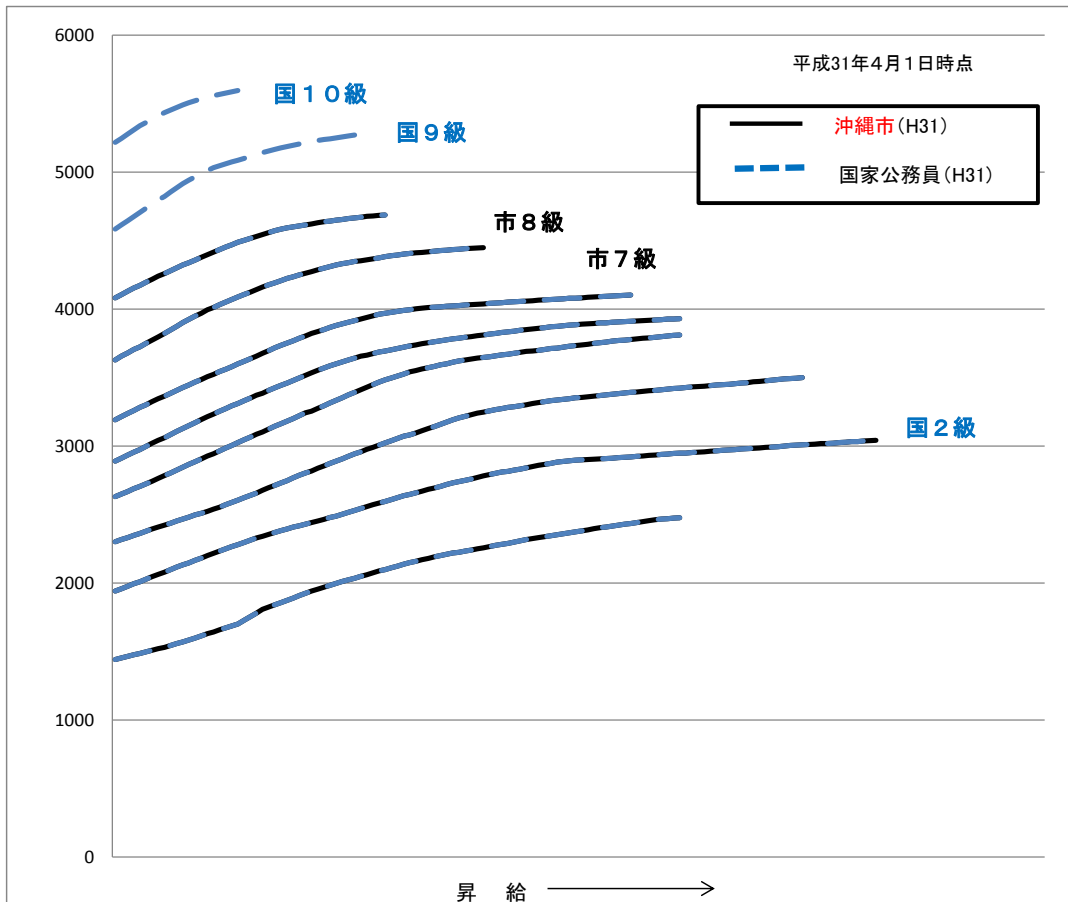
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師等の職務	58 人	10.2 %	144,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師等の職務	88 人	15.5 %	194,000 円	304,200 円
3 級	1 係長の職務 2 主任の職務	159 人	28.1 %	230,000 円	350,000 円
4 級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する係長の職務	148 人	26.1 %	263,000 円	381,000 円
5 級	1 課長の職務 2 困難な業務を所掌する課長補佐の職務	78 人	13.8 %	288,900 円	393,000 円
6 級	1 次長の職務 2 困難な業務を所掌する課長の職務	23 人	4.1 %	319,200 円	410,200 円
7 級	困難な業務を所掌する次長の職務	1 人	0.2 %	362,900 円	444,900 円
8 級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 消防長の職務	11 人	1.9 %	408,100 円	468,600 円

- (注) 1 沖縄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成21年に職務の級の切替えを実施。(4級の主任及び主任相当職を3級に切替え)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況（沖縄市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度予定		令和2年度予定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 市	沖 縄 県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,337 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,503 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45月分) (0.9月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度予定		令和3年度予定	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

沖 縄 市	国	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 6,734千円 18,799千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		* 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		* 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20 %	1 人	20.0 %

※ 対象となる職員が1名又は2名の場合は、個人情報保護の観点から「アスタリスク（*）」としている。

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)				16,339 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)				48,339 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度)				34.7 %
手当の種類 (手当数)				18種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市民税課・資産税課・納税課職員	市税の賦課・徴収・滞納整理・差押え等	2,328 千円	(賦課) 日額150円 (徴収・滞納整理) 日額250円 (訪問調査) 日額200円加算 (差押え) 1件300円
行旅病人等業務手当	保護課職員	行旅病人の救護等 行旅死亡人の火葬等	0 千円	(病人) 日額1,500円 (死亡人) 日額3,000円
災害応急作業等手当	災害本部に係る業務に従事した職員	災害対策本部長が特に危険性を考慮して認める時間帯に災害対策本部に係る業務に従事した職員	12 千円	日額4,000円 (4時間未満のとき2,000円)
伝染病防疫作業手当	市民健康課職員	伝染病患者等の救護 汚染物件の消毒業務	0 千円	日額1,000円
国民健康保険料取扱手当	国民健康保険課職員	国民健康保険料の賦課・徴収・滞納整理	664 千円	月額4,000円
社会福祉業務手当	障がい福祉課・高齢福祉課・こども家庭課・保護課職員	社会福祉現業業務及びその指導監督	3,447 千円	月額5,000円
清掃手当	環境課職員	ごみ処理業務	0 千円	日額300円 (ただし、その額が月額1,500円を超えるときは1,500円)
消防活動手当	消防職員	救急活動業務 災害救助活動業務	6,692 千円	救急活動1回200円 (ただし救命士は1回300円) 災害救助1回250円 (ただし、はしご車による場合は1回300円、潜水は1回1,000円) 災害本部長が特に危険性を考慮して認める時間帯の救急活動及び災害救助活動1回につき1,000円加算
緊急消防援助隊手当	消防職員	災害が発生した市町村に出動し、消防の応援又は支援の業務	0 千円	日額3,000円 (ただし、緊急消防援助隊手当を支給したときは、消防活動手当は支給しない。)
保育業務従事手当	保育士	保育の業務	794 千円	月額1,500円
固定資産評価員手当	資産税課長	固定資産評価員	72 千円	月額6,000円
建築主事手当	建築主事	建築主事の業務	285 千円	月額15,000円
用地交渉業務手当	用地課・道路課・区画整理課	公共用地取得や物件の移転・権利の補償に関する交渉業務	426 千円	月額3,000円
保育所長手当	保育所長	保育所の所長を命ぜられその職に従事	540 千円	月額5,000円
副園長手当	幼稚園副園長	幼稚園の副園長に命ぜられその職に従事	960 千円	月額5,000円
重機運転手当	道路課職員	重機運転の業務に従事した職員	0 千円	日額300円 (ただし、その額が月額1,500円を超えるときは1,500円)
ボイラー取扱手当	市立学校給食センター職員	ボイラーの管理業務を本務とする職員	96 千円	月額2,000円
		ボイラーの管理業務に従事した職員		日額400円 (ただし、その額が月額2,000円を超えるときは2,000円)
乳剤舗装従事手当	道路課職員	乳剤舗装の業務に従事した職員	0 千円	日額400円 (ただし、その額が月額2,000円を超えるときは2,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	227,040 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	262 千円
支給実績（平成29年度決算）	222,208 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	257 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・父母等 6,500円 ※行政職給料表8級（部長級）の適用を受ける職員については3,500円 ・子 10,000円 ※16歳年度初め～22歳年度末の場合加算5,000円	同じ	—	149,548 千円	275,410 円
住居手当	住居を借り受けている職員に支給 ・借り受け 0～27,000円	同じ	—	106,542 千円	273,182 円
通勤手当	通勤距離が片道2Km以上で交通機関等及び自家用車等を利用している職員に支給 ・交通機関等 運賃額45,000円までは運賃相当額、45,000円を超える場合は加算措置あり ただし、1箇月50,000円が支給限度額 ・自家用車等 距離に応じて2,300円～30,500円	異なる	支給要件及び支給額	38,307 千円	51,349 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長及びこれに相当する職 70,000円 ・参事 65,000円 ・次長、副参事及びこれに相当する職 55,000円 ・課長及びこれに相当する職 44,000円	異なる	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区別に定められた額を支給	61,707 千円	582,136 円
休日勤務手当	休日に勤務した職員に支給 勤務1時間につき時給の135%	同じ	—	34,822 千円	386,904 円
夜間勤務手当	午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき時給の25%	同じ	—	7,325 千円	81,380 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務の職員に支給 勤務1回5,000円（ただし、6時間に満たないときは2,500円）	異なる	支給要件及び支給額	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	903,000 円	()	(参考) 類似団体における最高/最低額 979,000 円 / 515,200 円		
	副市町村長	746,000 円	()	800,000 円 / 663,000 円		
報 酬	議長	520,000 円	()	666,000 円 / 438,000 円		
	副議長	461,000 円	()	634,500 円 / 386,000 円		
	議員	433,000 円	()	594,000 円 / 360,000 円		
期 末 手 当	市区町村長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分				
	副市町村長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分				
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 903,000円×在職月数×40/100	(1期の手当額) 17,698,800 円	(支給時期) 任期毎		
	副市町村長	746,000円×在職月数×25/100	9,138,500 円	任期毎		
備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

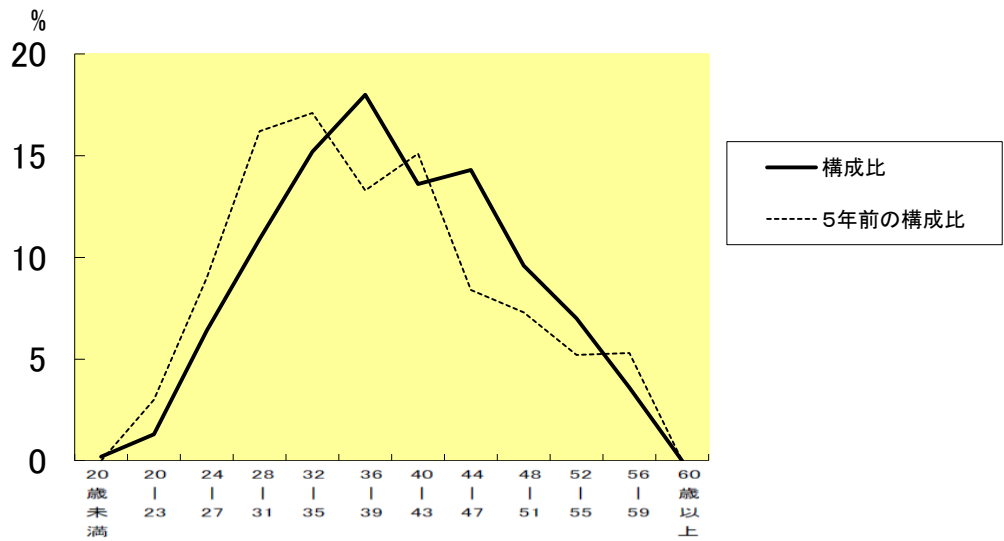
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議会	9	9	0	
	総務・企画	176	177	1	・建設部関係契約業務の強化による増 ・アウトソーシング検討にかかる行政改革担当強化による増 ・市民課窓口業務民間委託に伴う職員の減
	税務	61	61	0	
	民生	183	187	4	・人事配置に伴う職員の増 ・生活保護世帯増にかかる対応強化による増
	衛生	42	41	△1	・人事配置に伴う職員の減
	労働	8	8	0	
	農林水産	19	19	0	
	商工	17	19	2	・スポーツコンベンション推進にかかる対応強化による増
	土木	76	75	△1	・人事配置に伴う職員の減
	計	591	596	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 53.25 人
	教育部門	187	185	△2	・現業職の退職不補充による職員の減
消防部門	111	111	0		
小 計	889	892	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 70.61 人	
公 営 企 業 等 部 門	水道	50	50	0	
	下水道	18	18	0	
	その他	54	53	△1	・人事配置に伴う職員の減
	小 計	122	121	△1	
合 計		1,011 [1,163]	1,013 [1,163]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.23 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	65人	110人	154人	182人	138人	145人	97人	71人	36人	0人	1,013人

(3) 職員数の推移

部 門 \ 年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	573	577	583	585	591	596	23 (4.0%)
教育	189	186	187	188	187	185	△4 (△2.1%)
消防	108	111	111	111	111	111	3 (2.8%)
普通会計	870	874	881	884	889	892	22 (2.5%)
公営企業等会計	123	122	122	122	122	121	△2 (△1.6%)
総合計	993	996	1,003	1,006	1,011	1,013	20 (2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 3,155,057	千円 159,269	千円 352,191	% 11.2	% 10.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費54,467千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 51	千円 195,114	千円 26,698	千円 77,431	千円 299,243	千円 5,868

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,180

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 市	42.2 歳	333,220 円	488,960 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,518 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,525 千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 () 月分 勤勉手当 () 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

沖 縄 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 月分 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 月分 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 月分 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 月分 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置
1人当たり平均支給額 - 千円 22,633 千円	1人当たり平均支給額 9,231 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29~30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	108 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	36,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	5.9 %			
手当の種類（手当数）	3種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
現金取扱手当	料金課収納係	窓口業務、出納業務	48 千円	月額2,000円
技術管理者手当	管理課技幹	技術管理	60 千円	月額5,000円
災害応急作業等手当			0 千円	日額4,000円（4時間未満は2,000円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	5,396 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	119 千円
支給実績（平成29年度決算）	5,932 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	129 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・父母等 6,500円 ※行政職給料表8級（部長級）の適用を受ける職員については3,500円 ・子 10,000円 ※16歳年度初め～22歳年度末の場合加算5,000円	同じ	—	8,816 千円	275,500 円
住居手当	借家・借間に居住している職員に支給 ・借り受け 0～27,000円	同じ	—	6,610 千円	314,761 円
通勤手当	通勤距離が片道2Km以上で交通機関等及び自家用車等を利用している職員に支給 ・交通機関等 運賃額45,000円までは運賃相当額、45,000円を超える場合は加算措置あり ただし、1箇月50,000円が支給限度額 ・自家用車等 距離に応じて2,300円～30,500円	異なる	支給要件及び支給額	2,157 千円	55,307 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長及びこれに相当する職 70,000円 ・参事 65,000円 ・次長、副参事及びこれに相当する職 55,000円 ・課長及びこれに相当する職 44,000円	異なる	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	3,612 千円	602,000 円